

串間市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年3月1日

串間市監査委員 田 中 良 嗣

串間市監査委員 坂 中 喜 博

令和3年度

財政援助団体監査結果報告書

串間市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の範囲	1
3	監査の場所	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の方法	1
6	監査した委員	1
7	監査対象及び監査実施日等	1～2
8	監査の結果等	2～6

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の範囲

主として令和3年度執行に係る出納その他の事務の執行

3 監査の場所

串間市役所監査委員事務局

4 監査の着眼点

財政援助団体については当該財政援助に係る出納その他の事務において、補助金等の額の算定、交付方法、時期、申請及び請求手続等が、関係法令に基づいて適正に執行されているか、また、所管課がこれらの団体に対し適切に指導監督を行っているか等を着眼点として監査を実施した。

5 監査の方法

監査に当たり、あらかじめ資料の提出を求め、補助金に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかについて、関係帳簿及び関係書類と照合点検し、それぞれの団体役員及び事務局職員並びに所管課職員から説明を受けた。

6 監査した委員

串間市監査委員 田中良嗣

串間市監査委員 坂中喜博

7 監査対象及び監査実施日等

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
串間市自治会連合会運営費補助金 (串間市自治会連合会)	総 務 課	令和4年2月4日
串間市人材育成推進協議会事業補助金 (串間市人材育成推進協議会)	総 合 政 策 課	令和4年2月4日
ふるさとの水辺環境を守る会運営費補助金 (ふるさとの水辺環境を守る会)	市 民 生 活 課	令和4年2月4日
野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金 (串間市有害鳥獣対策協議会)	農地水産林政課	令和4年2月4日

監 査 対 象	所 管 課	実 施 年 月 日
商工業振興対策事業補助金（運営費補助分） （ 串 間 商 工 会 議 所 ）	商工観光スポーツ ランド推進課	令和4年2月4日

8 監査の結果等

監査対象の補助団体に関する事務については、概ね適正に処理されていると認めましたが、一部、会計処理等に改善を求められるものがあり、下記のとおり指摘・要望する。今後、所管課と各団体において必要な検討・改善を加え、事務処理等の適正な執行に努められたい。

なお、提出された監査資料等における軽微な事務上の誤謬等については修正をされるとともに、口頭において指摘を行った事項についても十分改善又は検討をされたい。

共通指摘事項

- (1) 内部統制の観点から財政援助団体の事務局は外部に設置することが望ましいが、今回監査を実施した中で、串間市人材育成推進協議会（串間市人材育成推進協議会事業補助金）、串間市有害鳥獣対策協議会（野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金）については、その事務局を市が担っている。各種施策を推進する上において市が事務局となることについては一定の理解を示すところであるが、全庁的に統一が図られていないことから、基本の方針を定めるべきであると思料する。
- (2) 事務局を市が担っている団体においては、通帳・印鑑等の管理リスクもあることから、一人の職員が会計調書の起票から出金まで全ての事務執行を担当することがないように役割分担を明確にして、厳重な保管と厳正なチェック体制を構築し、適切な会計処理に努められたい。
- (3) 令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響で事業の中止を余儀なくされており、このまま推移すると多額の執行残が生じる団体がある。収支決算において執行残が生じた場合には「補助金の返還に関する基準」に基づき十分確認の上、適切に事務処理を執行されたい。なお、事業計画書、収支予算書、その他補助金等の交付申請の内容を変更しようとするときは、市長が別に定める範囲内の軽微な変更を除き、「補助金等の交付に関する規則第9条第2項」の規定により、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けることになっているので遵守されたい。

**① 串間市自治会連合会運営費補助金
(串間市自治会連合会)**

- (1) 収支予算書の支出の部において「その他」の予算科目の中に交際費、予備費が設けられている。「その他」という予算科目は適切ではないことから、支出科目を目的に沿うよう明確に設定されたい。また、予備費を設けるのであれば、予備費から直接支出するのではなく適切な支出科目を設定し、充当により予算執行されたい。
- (2) 串間市自治会連合会会則第6条(役員)において事務局長が規定されており、また、第7条第5項の規定において、事務局長の選出方法が規定されている。事務局長は役員には馴染まないと思料するので、会則の改正を検討されたい。
- (3) 令和3年度の活動方針に「自治会未加入世帯の解消に努めます。」と明記されているが、昨今の風潮から自治会への加入の実態は悪くなる傾向にあり、特に市の中心部が厳しいとのことである。自治会連合会としては、少子高齢化による人口減少が顕著な時代にあって、集落の存続を危惧されている。本市の地域コミュニティ活動の拡充と活性化を図るには、各種団体等との「共助」の仕組みづくりが必要であり、その中心的役割を担う自治会組織の存在は大変重要であると思料する。今後も、建設的なご提言はもとより、行政との協働により持続可能な地域づくりの推進に向けて鋭意ご尽力いただくことを切に望むものである。

**② 串間市人材育成推進協議会事業補助金
(串間市人材育成推進協議会)**

- (1) 「串間市人材育成推進協議会」の令和3年度事業計画の中で、研修会及び視察研修会については「串間市創造推進協議会において検討し、決定する。」とされている。一方で、串間市人材育成推進協議会会則第7条第3項では、「理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。」と規定されており、双方の権限や役割が不明瞭である。「串間市創造推進協議会」については、実際の活動を行う下部組織とのことであるが、会則に規定されていないことから、下部組織としての位置づけを明確に規定され、事業を推進されたい。
- (2) 起案用紙及び会計調書において理事長、副理事長の閲覧があるにもかかわらず押印がされていない。平成28年度に実施した財政援助団体等に対する監査においても同様の指摘がなされているが、当該補助金は串間市人材育成推進協議会への補助金であることから、理事長等の閲覧、決裁を受けるべきものであると思料する。また、事務局長の閲覧に総合政策課長が押印しているが、串間市

人材育成推進協議会会則第3条では「協議会の事務局は、串間市役所に置く。」とあるのみで事務局長の位置づけが規定されていないので、会則の改正を検討されたい。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度の活動を見据えて、令和2年度において一部事業内容を変更して単焦点プロジェクト等の資機材を購入し、オンラインによる会議等が実施できるよう環境整備を図ったとのことである。今後は、これらの資機材等を有効に活用し、人材育成に効果のある研修の機会を幅広く提供されることを望むものである。

③ ふるさとの水辺環境を守る会運営費補助金

(ふるさとの水辺環境を守る会)

- (1) ふるさとの水辺環境を守る会会則において、令和3年度ふるさとの水辺環境を守る会総会資料に添付されている会則（平成24年4月1日施行）と、令和3年4月1日の補助金交付申請書に添付されている会則（平成30年5月22日施行）の施行年度が相違しており、総会資料に添付されている会則は失効している。他にも提出された資料の中に誤りが散見されたので、十分確認の上提出されたい。
- (2) ふるさとの水辺環境を守る会会則第6条（役員）の規定において、事務局長（会計）1名となっているが、役員に馴染まないと思料するので会則の改正を検討されたい。また、第10条第2項では、「参与は串間市市民生活課長とする。」と規定されているのに対して、名簿では生活環境係長も参与となっていることから適切に整理されたい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策により計画された事業が、令和2年度に続き令和3年度も中止となっている。今後もコロナ禍の中で活動が制限される不透明な状況にあるが、「水辺環境保全都市宣言」の理念に基づき、賛同する新たな会員の獲得にも努めながら、水辺の豊かな自然環境の保全に引き続き取り組まれることを望むものである。

④ 野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金

(串間市有害鳥獣対策協議会)

- (1) 令和3年度の総会資料中、令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書の数値に誤謬や整合性のない項目が散見されたことは遺憾である。このことから、正しい数値に訂正するとともに、収支決算書に補正額の欄を設けるなど、様式の見直しも含めて適正かつ正確な会計処理に努められたい。

- (2) 令和2年度収支決算書及び令和3年度収支予算書中、前年度繰越金として11円が計上されているが、これは令和元年度以前からの預金利息がそのまま計上されているものである。本来、補助金は公益上必要がある事業について事業実施計画の円滑な進行のために交付するものであり、事業を終了した時点で残った補助金については、利息も含めて精算して市に返還することが原則である。なお、当該協議会にはJAからの助成金もあるが、「補助金の返還に関する基準」の特例的基準には当たらないことから、令和3年度において全額を清算されたい。
- (3) 串間市有害鳥獣対策協議会規約第4条（委員）の規定において、農地水産林政課長は一委員となっているが、回議用紙の事務局長の決裁欄に押印している。また、第5条（役員等）の規定において、会計1人となっているが、会計を役員等で一括した規定となっており、会計の選任方法も規定されていない。第8条（事務局）の規定において、「事務局は串間市農地水産林政課内に置く。」とされていることから、事務局長及び会計の位置づけを明確にされるよう規約の改正を検討されたい。
- (4) 当協議会においては、今回監査の対象とした「野猿・シカ・イノシシ対策事業補助金」のほかに、有害鳥獣対策に関連する各種の補助制度に取り組むための受け皿となっている。複数の事業を実施していることから、補助目的に沿った適正かつ正確な事務処理に努められたい。
- (5) 令和2年度の総会資料では、令和2年度の有害鳥獣捕獲班は4班102人体制であったものが、令和3年度では4班88人体制となり14人減少している。このことは、高齢化による会員の減少が主な要因であり、有害鳥獣捕獲の中心的な役割を担う猟友会の組織継続も厳しい状況のようである。最近では市内においてシカの生息も確認されており、農作物等の被害は拡大する傾向にあるものと推測される。今後も、関係機関等と連携しながら、有害鳥獣対策の支援策の充実強化に取り組まれることを望むものである。

⑤ 商工業振興対策事業補助金（運営費補助分）

（串間商工会議所）

令和2年度の串間市商工業振興対策事業補助金（運営費補助金分）5,700千円の内訳については、当該団体の一般会計に4,640千円（予算額に対する補助金の占める割合23.91%）、中小企業相談所特別会計に1,060千円（同3.53%）となっている。令和3年度の同事業補助金については、5,990千円で290千円の増額となっているが、これは令和2年度に元気な商店街づくり支援事業として別

途補助していたものを一元化したためである。新型コロナウイルス感染症の影響で自粛や中止となった事業もあるものの、創意工夫した事業活動が展開されている。会員数については、市内の小規模企業数約1,200事業所のうち、令和2年度末が549事業所、令和3年度が556事業所となっており、コロナ禍の中にあって微増で推移している。今後も、市による必要最小限の財政的支援は必要であると思料するが、商工会議所の組織活動の活性化及び運営基盤の強化を図るため、新規会員の獲得と自主財源の確保に鋭意努力されたい。